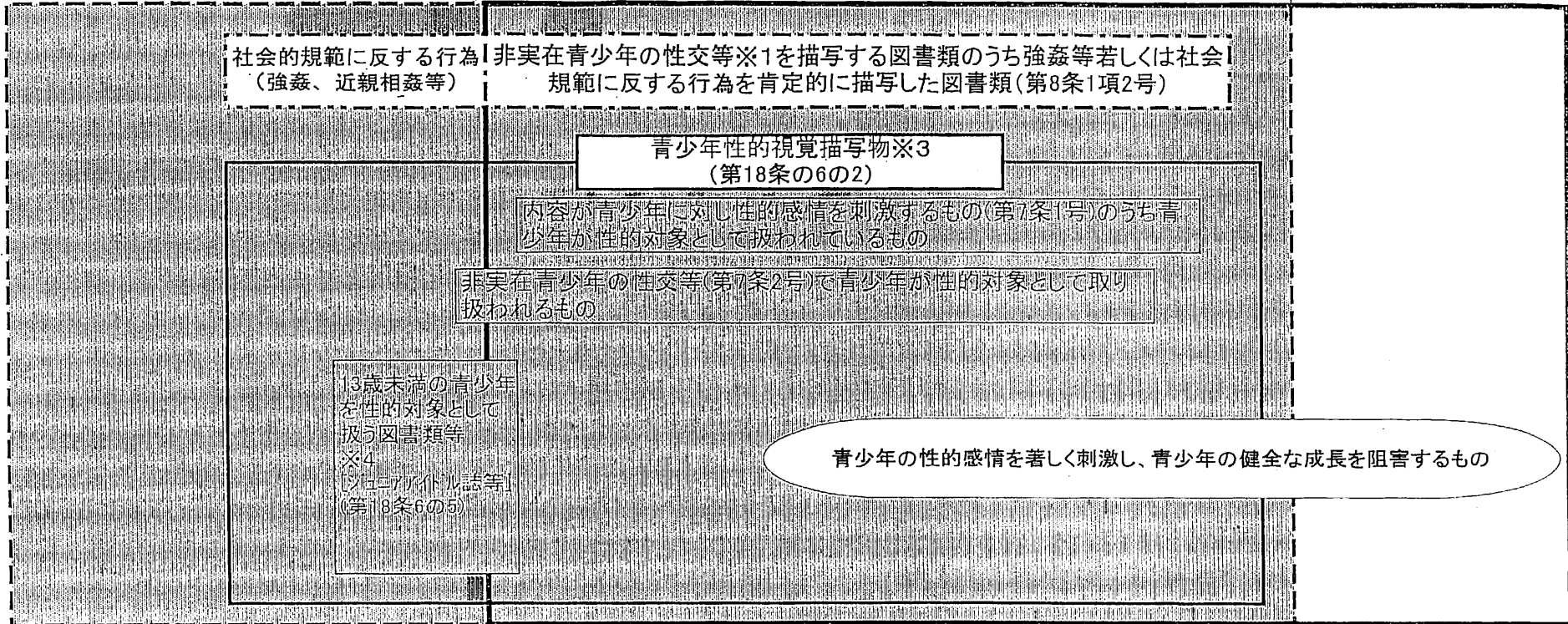
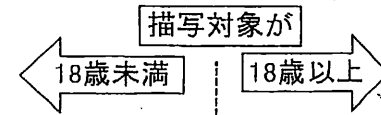


「青少年健全育成条例」における性的表現の規制状況



【児童ポルノ法】

(処罰対象)
児童ポルノの提供、提供目的での製造、所持、運搬、輸出入、保管など

単純所持

有害図書類

東京都条例改正案
(東京都議会(平成22年第1回定例会)提出議案に基づく大阪府解釈)

【用語の定義】

- ※1 非実在青少年の性交等 (第7条2号)
 - ・非実在青少年※2
 - ・性交又は性交類似行為
 - ・視覚で認識できる方法で描写
 - ・みだりに性的対象として肯定的に描写
- ※2 非実在青少年 (第7条2号)
 - ・年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声から18歳未満として表現されていると認識されるもの
- ※3 青少年性的視覚描写物 (第18条の6の2)
 - ・内容が青少年に対し性的感情を刺激するもの(第7条1項1号)のうち青少年が性的対象として扱われているもの
 - ・非実在青少年の性交等で青少年が性的対象として扱われるもの
 - ・青少年を性的対象として扱う図書类等※4 (第18条の6の5)
- ※4 青少年を性的対象として扱う図書类等 (第18条の6の5)
 - ・青少年のうち13歳未満の者
 - ・衣服の全部又は一部をつけない、水着又は下着のみを着けた状態
 - ・扇情的な姿態を視覚により認識できる方法で描写
 - ・みだりに性的対象として描写